

# 共済組合ニース

## 目次

- 1 平成23年度決算が承認されました・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 長期給付の掛金率の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 3 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限額の変更について・・P5
- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部  
を改正する法律について・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 5 平成24年度扶養状況調査を実施します・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 6 特定健診・特定保健指導を御活用ください  
～生活習慣病を予防しましょう！～・・・・・・・・・・・・・・・・P6

平成24年8月

京都市職員共済組合

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

075-222-3240（共済企画・年金担当）

3239（保健担当）

# 1 平成23年度決算が承認されました

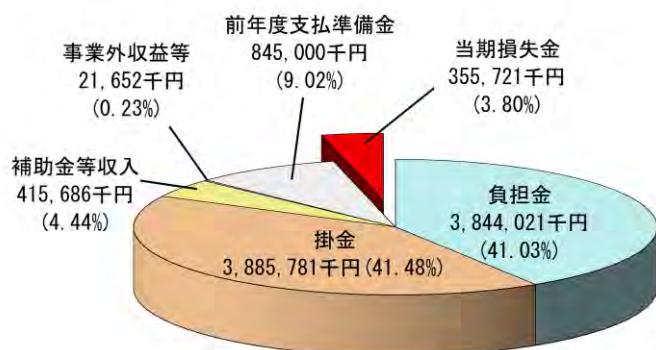
平成24年6月20日に開催された第131回組合会において、共済組合の平成23年度決算が承認されましたので、主な経理科目の概要についてお知らせします。

## 1 短期経理〔医療保険〕

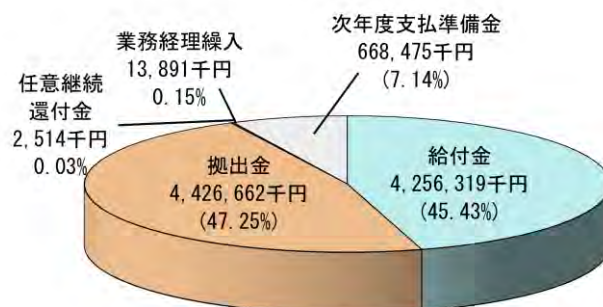
短期給付事業は、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行う事業です。

収入総額は90億1,214万円で、主な内訳は京都市等の負担金が38億4,402万円、組合員の皆様の掛金が38億8,578万円、京都市健康保険組合から引き継いだ財産の一部を繰り入れた補助金が1億3,558万円となっております。一方、支出総額は93億6,786万円で、主な内訳は保健給付等の給付金が42億5,632万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が44億2,666万円となっております。なお、収入と支出の差額▲3億5,572万円を当期損失金として計上しておりますが、これは上記の補助金収入を反映した額ですので、実質上の損失金はこれらを合わせた▲4億9,130万円になります。

今後の財政状況としましては、国の社会保障改革において、高齢者医療及び介護保険の制度改正が盛り込まれており、拠出金の更なる増額が予想されます。組合員の皆様におかれましては、掛金率の抑制のため、ジェネリック医薬品の積極的な利用等に御協力くださいますようお願いいたします。



収入 計9,012,140千円



支出 計9,367,861千円

※ ( ) は収入又は支出総額に占める割合

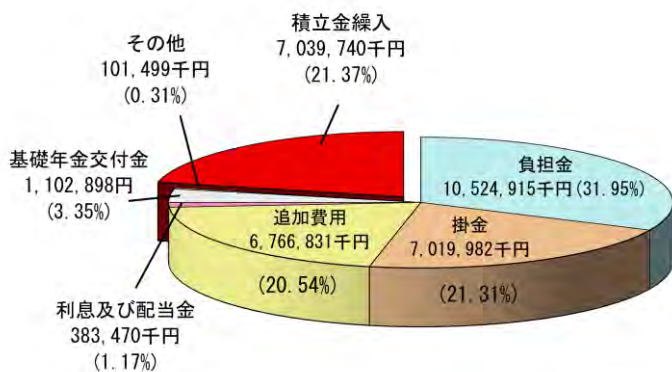
- ◇ 負担金・・・地方公共団体が負担する負担金
- ◇ 掛金・・・組合員の皆様が負担する掛金
- ◇ 補助金・・・京都市健康保険組合から引き継いだ財産からの繰入金
- ◇ 事業外収益・・・保有資産の利息及び配当金等
- ◆ 拠出金・・・高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金
- ◆ 次年度支払準備金・・・将来の給付金支払のため積立てなければならない準備金

## 2 長期経理〔年金〕

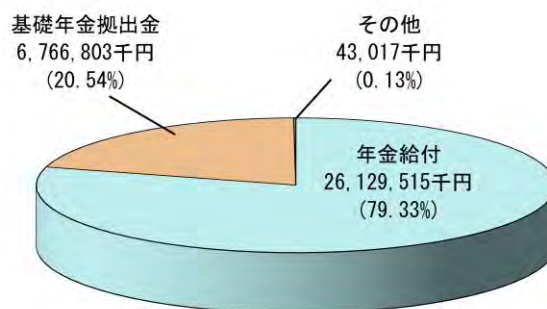
長期給付事業は、掛金、負担金及び将来の年金支給のための積立金の運用収益により、退職者等への年金給付を行っています。

収入総額は258億9,959万円で、主な内訳は京都市等の負担金が105億2,491万円、組合員の皆様の掛金が70億1,998万円、追加費用が67億6,683万円、基礎年金交付金が11億289万円となっております。一方、支出総額は329億3,933万円で、主な内訳は年金給付が261億2,951万円、基礎年金拠出金が67億6,680万円となっております。なお、収入と支出の差額▲70億3,974万円については、長期給付積立金から取り崩しており、平成23年度末の積立金は442億1,574万円となっております。

今後の年金給付に係る収支見通しは大変厳しく、年金財政を支える組合員数は減少しており、平成23年度は平成19年度に比べ833人減の13,734人になりました。一方、年金受給権者は増加を続けており、平成23年度は平成19年度に比べ1,746人増の16,896人になりました。



収入 計25,899,595千円



支出 計32,939,335千円

◇ 追加費用・・・共済組合が発足した昭和37年12月より前の期間に相当する年金の実額を地方公共団体が負担するもの

組合員数・・・・・・・・・・13,734人(対前年度比△1.3%)

年金受給権者数・・・・・・16,896人(対前年度比 1.8%)

### 収入組合員・年金受給権者数等

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
組合員数(A) [人]	14,567	14,451	14,054	13,921	13,734
年金受給権者数 [人]	15,150	15,722	16,235	16,599	16,896
うち退職共済年金等受給権者数(B) [人]	9,914	10,321	10,693	10,952	11,140
成熟度(B/A) [%]	68.1	71.4	76.1	78.7	81.1

◇ 成熟度・・・組合員と退職共済年金等受給権者(在職20年以上であった者)の人数の割合を示した数値のこと

### 3 業務経理〔事務費〕

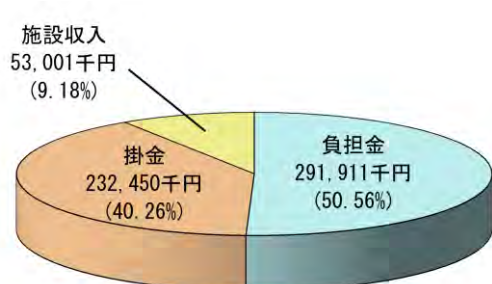
業務経理は、短期及び長期給付に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期及び長期経理からの繰入金によって賄われています。

収入総額は、1億1,133万円で、主な内訳は京都市等の負担金が7,501万円、短期及び長期経理からの繰入が3,611万円となっております。一方、支出総額は8,872万円で、主な内訳は図書印刷費や郵送料等の事務費が1,327万円、年金システム等の委託費5,503万円、共済組合ニュース等の普及費が417万円となっております。なお、収入と支出の差額2,260万円については、当期利益金として計上しております。

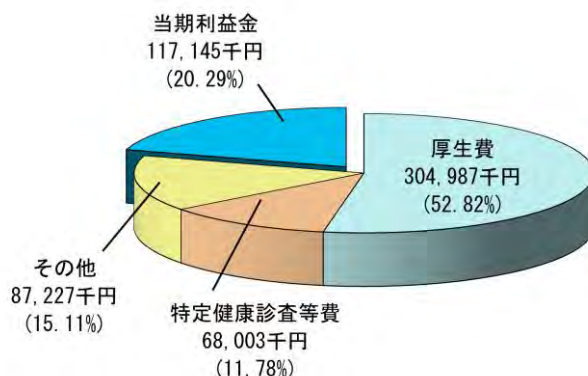
### 4 保健経理〔保健事業〕

保健事業は、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの事業を行っています。

収入総額は5億7,736万円で、内訳は京都市等の負担金が2億9,191万円、組合員の皆様の掛金が2億3,245万円、施設収入が5,300万円となっております。一方、支出総額は4億6,021万円で、主な内訳は各種検診事業等を実施するための厚生費が3億498万円、特定健康診査等費が6,800万円となっております。なお、収入と支出の差額1億1,714万円については、当期利益金として計上しております。



**収入 計577,362千円**



**支出 計460,217千円**

- ◇ 施設収入・・・定期健康診断に代えて人間ドックを受けられた方に係る事業主からの法定健診受託料等
- ◆ 厚生費・・・人間ドック、脳ドック、がん検診に係る健康診断費、体育事業助成、スポーツ施設及び各種セミナーに係る助成金等
- ◆ その他・・・保養所きよみずの土地賃借料、委託管理費、修繕費、減価償却費、職員相談室運営経費等

### 5 貸付経理〔貸付事業〕

貸付事業は、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

	住宅貸付	高額医療貸付	出産貸付
貸付件数 (件)	2	14	0
貸付金額 (千円)	7,900	2,068	0



## 2 長期給付の掛金率の改定について

地方公務員共済組合連合会の財政再計算に基づき、平成24年9月から長期給付の掛金率が以下のとおり改定されます。

(1) 平成24年9月から平成25年8月までの掛金率 (単位：千分比)

	現 行	平成24年9月以降
給 料	99.1375	<b>101.35</b> ※1
期末勤勉手当	79.31	<b>81.08</b> ※2

※1 99.1375 (現行) + 3.54 (引上げ保険料率) ÷ 2 (労使折半) × 1.25 (給料に諸手当を勘案した率)

※2 79.31 (現行) + 3.54 (引上げ保険料率) ÷ 2 (労使折半)

(2) 平成24年9月からの長期掛金額の目安表

〈毎月の本給〉

	現行掛金 (99.1375/1000)	改定後掛金 (101.35/1000)	掛金の増加額
200,000円	19,827円	20,270円	443円
300,000円	29,741円	30,405円	664円
400,000円	39,655円	40,540円	885円
496,000円	49,172円	50,269円	1,097円

※ 本給が496,000円以上の場合は、496,000円とみなします。

〈期末勤勉手当〉

	現行掛金 (79.31/1000)	改定後掛金 (81.08/1000)	掛金の増加額
500,000円	39,655円	40,540円	885円
800,000円	63,448円	64,864円	1,416円
1,000,000円	79,310円	81,080円	1,770円
1,500,000円	118,965円	121,620円	2,655円

※ 期末勤勉手当が1,500,000円以上の場合は、1,500,000円とみなします。

(3) 平成25年9月以降の掛金率 (毎年9月に改定) (単位：千分比)

	掛金率	
毎月の本給	平成25年9月～	103.5625
期末勤勉手当	平成25年9月～	82.85

### 3 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限額の変更について

雇用保険法に準じて、平成24年8月から育児休業手当金及び介護休業手当金の給付額（日額）の上限が次のとおり変更されました。

	平成24年7月まで	平成24年8月以降
育児休業手当金	9,777円	<b>9,756円</b>
介護休業手当金	7,821円	<b>7,805円</b>

※ 毎年8月に見直しが行われます。

### 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に成立しました。つきましては、その概要を以下のとおりお知らせします。

#### <主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。公的年金としての3階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

#### <施行日>

- (1)～(5)：平成27年10月1日
- (6)：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

※ 詳細は、厚生労働省ホームページを御覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>)



## 5 平成24年度扶養状況調査を実施します

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、法令に基づき、扶養状況調査を実施します。

被扶養者の公正かつ適正な認定のため、組合員の皆様には住民票や送金書類の提出等の負担をお願いすることになりますが、御理解のほど、何卒よろしくお願いたします。







**同居の配偶者及び22歳以下の子・孫・弟妹以外の方は添付書類が必要です。**

### 調査対象者（以下の条件をいずれも満たす方が対象）

- ◇平成24年8月1日現在で、認定されている方
- ◇平成24年4月1日現在で、満18歳以上の方

9月上旬に対象となる組合員に対し、各所属を通じて「扶養状況調査票」を配布しますので、必要事項を記載のうえ、添付書類とあわせて提出期限までに所属の庶務担当者へ提出してください。



被扶養者の居住形態	続柄等	必要書類	備考
同居 	①配偶者 ②22歳以下の子、孫、弟妹 (平成24年4月1日時点)等	なし	調査票のみ提出してください。 
	上記以外の者 ①親、②祖父母、③兄弟、 ④甥・姪、⑤23歳以上の子、 孫、弟妹（平成24年4月1日時点）等	住民票	組合員との続柄、同居していることが分かるもの（本籍記載不要。直近3ヶ月以内に発行されたもの） ※認定日が平成24年4月1日以降の者は、住民票の添付は必要ありません。調査票のみ提出してください。 
別居 	学生、単身赴任、施設入所等の一時的な別居の場合	一時的な別居であること の事実がわかる書類 (住民票の添付不要)	就学、組合員の単身赴任、施設入所等のために、一時的に別居している場合、学生証又は在学証明書・辞令の写し・施設に入所していることが確認できる書類等 
	上記以外の方	送金書類 直近1ヶ月分※ (住民票の添付不要)	「誰が 誰に いつ いくら」送金したか確認できる書類として、金融機関の振込票の写し、入金・送金記録のある預金通帳の写し、現金書留受付印のある封筒とその控え等、客観的に仕送りをしていることが分かる書類 (送金については、1人につき5万円以上かつ被扶養者の収入の1/2以上の金額が必要) 

※調査対象者が被扶養者としての要件を満たしていないと判明した場合、要件を満たさなくなった事実発生日まで遡り、資格を喪失します。この場合、資格喪失日以降の医療費については、共済組合から後日返還請求することになり、医療費の全額が自己負担となることがありますので御注意ください。

## 6 特定健診・特定保健指導を御活用ください ～生活習慣病を予防しましょう！～



そもそも生活習慣病って何？

糖尿病、脳卒中、心臓病など、毎日の生活習慣によって引き起こされる病気のことだよ。現在、生活習慣病は、日本人の死亡原因の約6割を占めているし、国民医療費においても約3割を占めているんだ！



なるほど、生活習慣病を予防することが、健康にも医療費の削減にもつながるんだね！ちなみに生活習慣病とメタボって何か関係があるの？

生活習慣病は、それぞれの病気が別々に進行するのではなくって、内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積したタイプの肥満）が大きく関わっているんだ。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上を併せもった状態を、メタボリックシンドローム（通称メタボ）というんだよ。メタボになると、糖尿病、高血圧症、高脂血症の一步手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命に関わる病気を急速に招いてしまうんだ。生活習慣病になる前、健康に戻ることができる段階でメタボを早期に発見し（＝特定健診を受診し）、生活習慣を見直す（＝特定保健指導を受ける）ことが大切なんだよ！



京都市職員共済組合では、**特定健診も、特定保健指導も無料**なんだよね！受けないなんてもったいないね。僕も生活習慣の改善を頑張ってみよう！！

## 1 特定健康診査とは？

メタボリックシンドロームのリスクの高い方を発見するための健診です。対象となる方は、40歳以上の組合員（本人）及び被扶養者（家族）です。

### 組合員（本人）

定期健康診断、又は人間ドックを受診することにより、特定健診の内容が含まれています。

### 被扶養者（家族）及び任意継続組合員

7月末に共済組合から受診券を送付しています。詳細は、受診券に同封のパンフレットを御覧ください。また、人間ドックを受診された（される）方は、受診券での利用による特定健診の受診はできません。

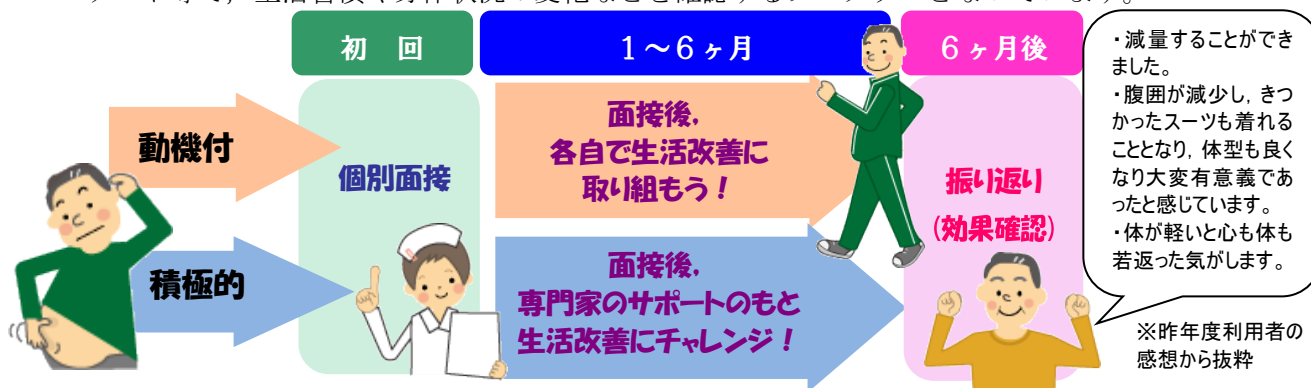


被扶養者の特定健診の受診率が比較的低調となっています。生活習慣病予防のためにも、組合員の皆様から御家族の方に特定健診の受診をお勧めください。

## 2 特定保健指導とは？

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門家が生活習慣を見直すサポートを行うものです。特定保健指導は、リスクの程度に応じて、「動機付け支援」と「積極的支援」に分類されます。

いずれのコースでも、初めに面接を受けていただきます。その後、動機付け支援の方は各自で、積極的支援の方は専門スタッフのサポートを受けながら生活習慣改善に取り組み、約半年後にアンケート等で、生活習慣や身体状況の変化などを確認するプログラムとなっています。



特定保健指導の対象となる方には、共済組合から御案内いたします。

御自身、御家族の健康管理の一環として是非御利用ください。